

#### 4.1.17 障害のある学生への支援・配慮等

##### ○障害のある学生への支援について

松本看護大学および松本短期大学では、障がいのある学生が、他の学生と同じ環境で学生生活を送ることができるように、施設設備、講義保障、学生生活等についての相談に応じ、話し合い、支援をすすめていきます。配慮を希望する学生は、必要書類を添付して支援申請書を提出します。その後、個別面談を行い、学校は関係部署と情報共有を行い、必要に応じた合理的配慮や具体的な支援策を決定いたします。

障害のある学生支援のためのフローは次ページに記載

##### ○入学試験受験者への受験上の配慮（学生募集要項より）

身体に障害のある方への受験につきましては、受験上及び就学上特別な配慮を必要とすることがありますので、各入学試験の出願開始初日の1か月前までに事前相談をお願いいたします。

##### ○学内施設の配慮

本学では身体に障害のある方への配慮等として以下のとおり施設の整備をしております。

- ・学生昇降口、体育館昇降口のスロープ設置
- ・渡り廊下のスロープ設置
- ・段差のある教室入口、教室内のスロープ設置
- ・エレベーターの設置
- ・多目的トイレの設置 等

【障害のある学生支援のための支援フロー】

